

所管部課	選挙管理委員会事務局	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程について				
	区分	1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護法施行細則			
	部課機関	文書課			
1. 要旨					
<p>(1) 改正理由</p> <p>東大和市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等の手続、方法等は、東大和市個人情報保護条例施行規則の例により運用してきたが、当該規則が改正され、新たに東大和市個人情報保護法施行細則が定められた。</p> <p>これを受けて、関連する東大和市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を別途制定する。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>東大和市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程を廃止し、東大和市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を新たに制定する。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>東大和市個人情報保護法施行細則との整合性をとることができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>文書課法規係において審査済み。</li> <li>令和5年3月22日 第4回選挙管理委員会で議決</li> <li>令和5年4月1日施行</li> </ul>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議報告後、速やかに制定の手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。